

富山県最低賃金が改定されます

富山県最低賃金

時間額 **849**円

(現行比 +1円)

【発効日】令和2年10月1日(木)

- この最低賃金は、年齢や雇用形態（パート、アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、次の特定最低賃金が適用される労働者について、富山県最低賃金（令和2年10月1日(木)からは時間額 849 円、令和2年9月30日(水)までは時間額 848 円）以上の賃金を支払わなければなりません。

- ◆ 富山県アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金（時間額 781 円）
- ◆ 富山県自動車（新車）小売業最低賃金（時間額 769 円）

富山労働局では、「働き方改革推進支援センター富山」を設置し、働き方改革に取り組む事業主の皆さんへの総合的な支援や、業務改善助成金を始めとした各種助成金の活用に関する相談等の支援を実施しています。

働き方改革推進支援センター富山

富山市桜橋通り 6-11 富山フコク生命第二ビル5階

電話：0800-200-0836 メールアドレス：hk16@mb.langate.jp

- ☛ 最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は富山県内の各労働基準監督署へ
富山労働局 HP <https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/> 最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>